

第1回茨城県議会ICT化検討会議

令和元年5月17日（金）

議会運営委員会室

- 1 開会宣告
- 2 座長・座長代理あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 委員席の決定
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 議事
 - (1) 会議の概要及び今後のスケジュールについて
 - (2) 検討テーマの現況等について
 - (3) その他
- 7 閉会宣告

茨城県議会 I C T 化検討会議の設置について

1 設置の必要性

近年の I C T 化の進展を受け，県議会においても，議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化に資する I C T の導入について調査・検討を行っていく必要がある。

そのための協議・調整の場として，茨城県議会 I C T 化検討会議を議長の諮問機関として設置する。

2 設置時期

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

3 委員数

座長，座長代理を含め 1 2 名（全会派から委員を選出）

4 検討テーマ

- （1）本会議及び委員会でのタブレット端末の活用に関すること。
- （2）資料，通知及び記録等のペーパーレス化に関すること。
- （3）その他議会の将来の I C T 化に必要な事項に関すること。

茨城県議会 ICT化検討会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）第126条第6項の規定に基づき、茨城県議会ICT化検討会議（以下「検討会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 本会議及び委員会でのタブレット端末の活用に関すること。
- (2) 資料、通知及び記録等のペーパーレス化に関すること。
- (3) その他議会の将来のICT化に必要な事項に関すること。

(会議等)

第3条 座長は、検討会議を代表し、検討会議を総括する。

- 2 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 検討会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。
- 5 議長及び副議長は、必要に応じ、オブザーバーとして会議に参加することができる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 7 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。
- 8 会議は、公開とする。ただし、座長が会議に諮り、非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、議会事務局において処理する。

付 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

茨城県議会 I C T 化検討会議のスケジュール（案）

	期日	時間	主な内容
第1回	5月17日（金）	10:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の概要，検討テーマ，スケジュール ・テーマに関する現況 （県議会・執行部の状況等）
第2回	6月7日（金）	13:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・端末等のデモンストレーション ・テーマに関する現況 （他県議会の状況，導入効果・懸念事項等）
	7月		<ul style="list-style-type: none"> ・各委員へ座長骨子案の提示
第3回	7月22日（月）	10:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・座長骨子案の検討 （座長骨子案に対する各委員の意見聴取）
県外調査	8月		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都議会の取り組み
	8月		<ul style="list-style-type: none"> ・各委員へ座長案の提示
第4回	第3回定例会 初日	本会議 終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・座長案の検討 （座長案に対する各委員の意見聴取）
第5回	第4回定例会 初日	本会議 終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案の提示，検討，決定 ・議長への答申

1 本県議会における情報通信機器の持ち込み・使用について

【本県議会の現状】

現在、議会運営についての申合せ事項「第6 その他の事項」において、通信情報機器の持ち込み及び使用に関する規定が定められている。

- 本会議においてはパソコン等を使用しない。
- 委員会においては、委員長の許可により、用途を限定してパソコン、スマートフォンを使用することができる。
 - ・資料（電子データの閲覧）
 - ・審査のメモ作成
 - ・審査に関連するインターネット接続

議会運営についての申合せ事項（抄）

第6 その他の事項

- (1) 略
- (2) 議員及び出席説明者は、議場及び委員会室においては、携帯電話（スマートフォンを含む。）の電源を切り、使用しない。傍聴者及び報道関係者についても同様とする。ただし、スマートフォンについては(4)に掲げる場合を除く。
- (3) 議員は、本会議においてパソコン（iPad等のタブレット端末を含む。以下同じ。）を使用しない。
- (4) 議員は、委員長の許可により、委員会において、次の用途に限りパソコン及びスマートフォンを使用することができる。
 - ア あらかじめ保存しておいた資料（電子データ）を見ること。
 - イ 審査に係るメモを作成すること。
 - ウ 委員会の審査に関連する目的に限り、インターネットに接続すること。
- (5) 議員は、本会議及び委員会において、写真及び動画の撮影を行わない。

ただし、委員会においては、委員長の許可を得たうえで、カメラ（スマートフォン等のカメラ機能を有する機器を除く。）を使用して第三者に写真（動画を除く。）を撮影させることができる。
- (6) 略， (7)略， (8)略

2 県議会で配付する印刷物等の現状

- 本会議や委員会等での配付資料、事務局において作成する会議録や刊行物等の印刷物などで、議員62名全員に紙ベースで配付する資料は表のとおりである。
- 仮に、タブレット端末の導入によるペーパーレス化が進んだ場合、将来的には、これら紙による資料の使用量の大幅な削減が見込まれる。

【議員に対し1年間に配付する印刷物等】

区分	資料名	形態	配付枚数
本会議関係	議案書, 予算書等	印刷製本	161,758枚
	その他の議場配付物	コピー	46,004枚
委員会関係	常任委員会, 議会運営委員会, 予算特別委員会, 決算特別委員会, 調査特別委員会, 情報委員会の会議や県内外調査等で配付された資料	コピー	65,061枚
会議録関係	本会議(定例会・臨時会), 常任委員会(開会中・閉会中)の会議録で各議員に配付	印刷製本	75,574枚
刊行物	議会時報, 議会の概要, 県議会質問・質疑一覧, 調査月報	印刷製本	10,974枚
		コピー	5,084枚
主要計画	総合計画, 科学技術振興指針, 産業活性化指針, 農業改革大綱など16計画	印刷製本	47,864枚
		コピー	18,476枚
連絡通知等	定例会招集通知, 議会活動予定, 講演会開催案内, 資産公開関係依頼, 人間ドック案内等	コピー	7,874枚
計			438,669枚

※ 平成30年度の作成・配付実績をもとに算定。

※ 配付枚数は議員定数62人で算定し、片面及び両面印刷したものを1枚とする。印刷物等の大半は両面印刷であり、総ページ数換算では約82万ページとなる。

※ 会議録関係は、全議員に配付(会派控室配付や常任委員会以外の記録を除く)するもののみを対象とし算定。

※ 各種通知等は、全議員に一律配付(個別通知は除く)するもので算定。

3 各都道府県議会におけるタブレット端末等の導入状況

(1) 議会活動（本会議・委員会等）のペーパーレス化等を目的としたシステムの導入状況

導入済み		検討中			検討なし
	導入年月		導入時期		
神奈川県 広島県 沖縄県	H29.5 H30.11 H30.10	岩手県 宮城県 東京都 山梨県 北海道 栃木県 石川県 京都府 兵庫県 奈良県 大分県	R元.9 R2 R元.6 R元.6	未定 未定 未定 未定 未定	青森県, 秋田県, 山形県, 福島県, 千葉県, 埼玉県, 群馬県, 長野県, 新潟県, 愛知県, 三重県, 静岡県, 岐阜県, 富山県, 福井県, 大阪府, 和歌山県, 滋賀県, 岡山県, 鳥取県, 島根県, 山口県, 香川県, 徳島県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 宮崎県, 熊本県, 鹿児島県
3		1 1	4	7	3 2

注) 本県を除く。

H31.2 石川県議会調査

(2) 本会議場・委員会室でのIT機器の使用状況

本会議場への持込みが可能な議会		委員会室への持込みが可能な議会	
	執行部も持込み可能		執行部も持込み可能
神奈川県 三重県 大阪府	神奈川県	宮城県, 神奈川県, 茨城県, 群馬県, 長野県, 三重県, 福井県, 大阪府, 奈良県, 滋賀県, 香川県, 高知県, 長崎県, 宮崎県, 沖縄県	神奈川県 奈良県 滋賀県 高知県 宮崎県
3	1	1 5	5

都道府県議会運営における事例調 (H30.3 全国都道府県議会議長会)

<参考>

ア. 国におけるペーパーレス化の状況

①衆参両院事務局からの聞き取り (H31.4.24)

○衆議院

- ・ペーパーレス化の対象や時期などについては、具体化していない。

○参議院

- ・H22.7 から、全議員向け官報の紙配付とインターネット閲覧の選択制により一部ペーパーレス化を実施。
- ・ペーパーレス化の対象や時期などについては、具体化していない。

②報道機関情報 (別紙)

イ. 県内市町村のタブレット端末の導入状況

・導入済み議会

5 市村 (石岡市, 笠間市, 守谷市, 神栖市, 美浦村)

◎国会でタブレット初使用＝「平成のうち」改革、大半持ち越し

19/04/26 19:23 NJ046

26日の衆院内閣委員会で、質疑者と答弁者がタブレット端末を使ってやりとりした。国会事務局によると初の試みで、平成最後の審議日にペーパーレス化が進んだ形。ペーパーレス化は、自民党の小泉進次郎衆院議員ら超党派の「『平成のうちに』衆院改革実現会議」が目指す国会改革の一つだが、同会議が掲げる改革の大半は令和に持ち越しとなった。

衆院内閣委は行政手続きのオンライン化を推進する法案を審議中。26日は、牧原秀樹委員長や与野党3議員、答弁した平井卓也IT政策担当相が、いずれも通信機能を遮断したタブレットを手に審議に臨んだ。

使った議員からは「画期的な審議ができるようになった」「意義のある第一歩」と評価する声が上がった一方、「慣れが必要」「視野が狭すぎて質問しにくい」との指摘もあった。

平井氏は「紙の良さ」とタブレットの便利さをうまく組み合わせ、それぞれが（使い方を）考えたい」と記者団に語った。

もっとも、実現会議が目指す国会改革のうち、妊娠・出産で本会議を欠席した女性議員によるインターネット投票や、党首討論の定例化・夜間開催などは、実現の見通しが立っていない。ペーパーレス化の本格導入についても、衆院議院運営委員会での議論が10連休明けからようやく始まることになったにすぎない。

小泉氏は「令和の時代になっても国会改革に終わりはない」と話し、改元後も引き続き実現を呼び掛ける考えだ。（了）



衆院内閣委員会でタブレット端末を手に答弁する平井卓也IT政策担当相＝26日、国会内

◎質問主意書のペーパーレス化目指す＝自民衆院改革PT

19/05/10 18:07 NH085

自民党の衆院改革プロジェクトチーム（PT）は10日、党本部で会合を開き、質問主意書と答弁書のペーパーレス化を求める方針を決めた。来週にも衆院議院運営委員会でペーパーレス化の議論が始まることを受けた対応。野党と合意できれば衆院規則を改正し、次期通常国会からの実施を目指す。

同PTによると、削減効果は年間約5000万円で、システム改修に500万～1000万円程度を見込む。PT座長の萩生田光一幹事長代行は記者団に「いつでも（電子データを）閲覧できる環境をつくっていきたい」と述べた。（了）

知事部局におけるICT活用の取組みについて

令和元年5月17日
政策企画部情報システム課

○目的

県民サービスの向上と、業務の効率化、職員の働き方改革の推進のため、様々な仕事でICTを活用するとともに、緊急時や災害時に加え、平常時も、いつでも・どこにいても仕事ができるテレワーク環境の整備に取り組んでいる。

○取組みの概要

1 事務の電子化

① 会議

- ・ 会議資料を電子化(PDFファイル等)し、庁内の情報ネットワークを通じて事前に配布、出席者はそれぞれダウンロードし、パソコンやタブレットを持参して会議を行う(紙の資料は配らない)
- ・ 会議資料を大型モニター(50型)に映して説明や議論を行う

<主な活用事例>

庁議、業務報告、予算調整・査定、各種の本部会議、各部の部課長会議 等

② 職員の打合せ

- ・ 打合せの場に自分のパソコンを持参し、その場で資料を示しながらの説明、インターネットでの検索・閲覧、議事録の作成、所属や関係先への報告・連絡等を行う

そのため、職場のパソコンをモバイルパソコンに入れ替えるとともに、庁議室、共用会議室、各部会議室、各部長室等42か所に無線LANを整備

③ 電子決裁の推進

- ・ 起案・決裁の手続きの電子化を徹底 ※電子決裁率99.8%(H31年3月実績)



2 テレワークの推進 ～時間や場所にとらわれない柔軟な働き方～

※tele = 離れたところで
work = 働く

① 在宅勤務

- ・ 職員の自宅のパソコンから職場のパソコンを遠隔操作できるようにして、自宅での勤務を可能にし、仕事と育児・介護等の両立を支援(自宅にパソコンが無い職員には貸与)

※ 200名が同時にアクセス可能

※ のべ361名が利用(H31年3月末現在)



② モバイルワーク

- ・ 職員にパソコン・タブレットとモバイルルーター(持ち運び可能な中継機器)を貸与し、出張先や移動中に仕事ができるようにして、仕事をスピードアップ・効率化

③ サテライトオフィス勤務

- ・ 県内5か所(本庁と、県北・鹿行・県南・県西の各県民センター)にサテライトオフィスを設置(貸出用パソコンを配置)し、移動時間を短縮、仕事をスピードアップ・効率化(長距離通勤や育児・介護などの理由による利用も可)

(参考)BYOD(Bring Your Own Device)

- ・ 職員が出張先などで自分のスマートフォン等から職場のパソコンにアクセスし、メールの閲覧等ができるようにして、仕事をスピードアップ・効率化

※ 1,000名が同時にアクセス可能

※ 423名が登録・利用(H31年3月末現在)

※BYOD(Bring Your Own Device)

個人が保有するパソコンやスマートフォンを業務に利用すること

テレワーク用端末の概要



薄型ノートパソコン
富士通Lifebook, 東芝Dynabook



タブレット端末
iPad + 専用キーボード



タブレット端末
Surface + 専用キーボード

導入台数	計400台 ※H31年度末までに1,000台導入	計53台	計70台
OS	Windows10	iOS12	Windows10
画面サイズ	12.5インチ, 13.3インチ	9.7インチ, 10.5インチ	10.0インチ
端末価格	(※リース契約, 5年)	買取 7,700円/台, 27,800円/台	買取 132,857円/台
通信方式	有線/庁内無線LAN	LTE Softbank, Docomo	Wi-Fi接続
維持費	約3,500円/月 (保守込)	通信料 4,103円/台, 4,372円/台 (月額)	通信料 2,894円/台 (月額) ※モバイルルーター分



薄型ノートパソコン
富士通Lifebook, 東芝Dynabook



タブレット端末
iPad + 専用キーボード



タブレット端末
Surface + 専用キーボード

利点

- ・デスクワークに最適
- ・庁内ネットワーク専用のPCとして利用可能

- ・携帯性に優れる
- ・簡単に操作ができる
- ・通信機能付きでインターネットに容易に接続可
- ・安価

- ・携帯性に優れる
- ・一般的に普及している
- ・Microsoft製ソフトでの作業が容易
- ・PCと同じ使い勝手

課題等

- ・庁外への持ち出し不可
- ・庁内無線LANにしか接続できない仕様
- ・最も高価

- ・一般的に普及している
- ・Microsoft製ソフトでの作業がしにくい
- ・主に閲覧向け
- ・資料保存はクラウドのみ

- ・比較的高価
- ・インターネット接続に別途通信機器（モバイルルーター）が必要

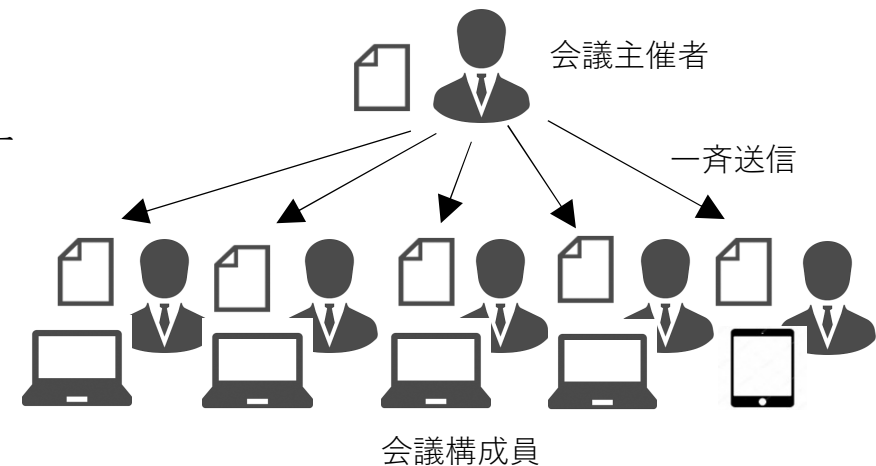
○ ICTの活用例 ～情報の共有と業務の効率化のために～

1 グループウェア

- ・ メール, 掲示板, 情報ファイルの共有, スケジュール管理, 施設予約等ができる庁内専用のソフトウェアと情報ネットワークを利用して, 職員間で様々な情報を共有している

<利点>

- ・ 庁内専用のため情報セキュリティ面で安全
- ・ 職員全員が操作に習熟
- ・ PDFファイル, マイクロソフト社製ソフト, 一太郎等に対応



2 ビジネスチャットツール

- ・ リアルタイムでの文字での意見のやり取り, データの提示, テレビ会議等ができるソフトウェア「Webex Teams (ウェブエックス・チームズ)」を試験的に業務に利用している(活用策を研究している)

<利点>

- ・ 1か所に集まることなく在席したまま, リアルタイムで説明したり, 議論を行うことができる
- ・ 会議に参加できなくても, 後で議論の内容・流れを確認できる
- ・ 様々なデバイスからアクセス可能



Webex Teams

○ 他県の取組み状況 ～テレワークによる働き方改革の推進～

1 佐賀県

- ・ 職員をH16年度からH29年度までの13年間で535人削減(3,533人→2,998人, 県行財政改革緊急プログラム)
- ・ 職員の年齢分布は, 40代後半から50代(介護世代)が大きなボリュームを占め, 20代~30代(子育て世代)は半数が女性となり, それぞれ仕事との両立が大きな課題
- ・ こうしたことからH20年11, 全国の都道府県で初めて在宅勤務制度を導入

➡ オフィス中心の働き方からICTを活用した人中心の働き方へ

タブレットやモバイルパソコン, 大型モニターを大規模に導入

2 神奈川県

- ・ 長時間労働の是正(時間内勤務の推進), ワークライフバランスの実現, 職員一人ひとりが高いモチベーションをもって働くことができる職場づくりのため, 業務のICT化を強力に推進

➡ 時間や場所にとらわれない働き方へ

全職員を対象に通信機能内蔵のモバイルパソコンを導入(タブレット端末は廃止)

3 広島県

- ・ 働き方改革のため, H24年1月にテレワークを開始。利用しやすいよう, 数次にわたり制度を改正
(例)テレワークの申請期限を当初の2週間前から, 3勤務日前, さらに前日午前中へ

テレワークに係る業務計画書の作成を廃止し, 事後に所属長が実績・成果を確認

対象者を, 育児・介護に携わる者から, 次期改正では全職員を対象

➡ 人がいるところがオフィスという働き方へ

庁内Wi-Fiを整備, パソコン・タブレットとモバイルルーターを各課に配布